

令和 8 年度

公共用水域及び地下水の  
水質測定計画(案)

千葉県



令和 8 年度  
公共用水域水質測定計画（案）



## 令和8年度公共用水域水質測定計画

### 1 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、千葉県の区域に属する公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定について、必要な事項を定めるものである。

### 2 実施期間

令和8年4月から令和9年3月までとする。

### 3 測定機関

原則として河川法で定める大臣管理区間にあつては国（国土交通省）、その他の水域にあつては県及び水質汚濁防止法施行令に定める市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市及び市原市）（以下、「政令市」という。）が実施する。

ただし、境界区域である旧江戸川の浦安橋については、東京都が実施する。

### 4 測定概要

測定は、水質汚濁の状況を監視するため、以下のとおり実施する。

なお、環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年5月31日付け環水企第92号）に準拠して行うものとする。

#### 4-1 水質測定

##### (1) 測定地点

水質測定地点数は下表のとおりで、個別の測定地点は別表1、2及び3並びに別図1、2及び3に示すとおりである。

区 分	河川、湖沼 及び海域数	水質測定地点数	
			うち環境基準点の数
河 川	6 8	1 2 1	7 3
湖 沼	4	1 5	4
海 域	4	4 2	2 1
計	7 6	1 7 8	9 8

※ 表内の「環境基準点の数」は、生活環境の保全に係る環境基準の水域類型あてはめ水域のうちBODまたはCODに係る環境基準の達成評価を行っている地点の数

(2) 測定項目

各測定地点における測定項目は、次の項目の中から水域の特性に応じて選定する。各測定地点の実施項目は別表4、5及び6に掲げるとおりである。

測定区分 (項目数)		項 目
現場測定項目 (9項目)		天候、気温、水温、色相、臭気、水深、流量[河川]、透視度[河川・湖沼]、透明度[湖沼・海域]
環境基準項目 (39項目)	生活環境項目 (12項目) *1	pH、BOD[河川・湖沼]、COD、SS[河川・湖沼]、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、DO *1、底層溶存酸素量[湖沼・海域] *1
	水生生物項目 (うち3項目)	全亜鉛、ノンルフェノール、LAS (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)
	健康項目 (27項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀*2、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素[河川・湖沼]、ほう素[河川・湖沼]、1,4-ジオキサン
特殊項目 (5項目)		フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
水道水源監視項目 (1項目)		トリハロメタン生成能[河川・湖沼]
その他の項目 (11項目)		アンモニア性窒素、りん酸性りん、塩化物イオン[河川・湖沼]、塩分[海域]、電気伝導率[河川・湖沼]、TOC、DOC[湖沼・海域]、陰イオン界面活性剤、溶解性COD、クロロフィルa、プランクトン
要監視項目 (32項目)	人の健康の保護に係る項目 (27項目)	EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロロニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、クロロホルム*3、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)
	*3 水生生物の保全に係る項目 (6項目)	クロロホルム*3、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

\*1 生活環境項目のうち、DO (溶存酸素量) と底層溶存酸素量は1項目とみなし、項目数は12項目としている。

\*2 アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。

\*3 要監視項目のクロロホルムは、人の健康の保護に係る項目と水生生物の保全に係る項目のいずれにも該当するため、項目数の合計では32項目としている。

\*4 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) は2物質で1項目としている。

県以外の測定地点における項目別頻度は、各測定機関が考えた測定頻度を反映している。

(3) 測定頻度

各測定地点の測定頻度は、下表に掲げる頻度を原則とし、水域の特性に応じて実施し、各測定地点の項目別頻度は、別表4、5及び6のとおりとする。

なお、健康項目について環境基準値を超えた場合には、速やかに再調査を実施する。

区 分		通 年 測 定 頻 度	
		採水日数	採水回数
河 川		年4、6、12日	1日1、2回
湖 沼		年12、24日	1日1回
海 域	東京湾	年6、12日	1日1回
	その他	年4日	1日1回

(4) 採水時期

採水は、採水日前なるべく晴天が続き、水質が安定している日を選んで実施する。

(5) 採水部位

採水部位は次のとおりとする。

区 分	採 水 部 位
河 川	原則として流心部、表面から水深の2割の位置
湖 沼	表層、底層の2層
海 域	表層、底層の2層

※ 表層とは、水面から0.5mの部位をいう。

※ 底層とは、原則として、水深が5.0m以上ある湖沼及び海域の測定地点においては、底上から1.0mの部位をいう。ただし、水深が16m以上ある測定地点においては、水面から15mの部位をいう。また、水深が5.0m未満の湖沼の測定地点においては、底上から0.5mの部位をいう。

(6) 測定方法

水質の測定方法は、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められている項目については、これに掲げる測定方法による。その他の項目については、原則として別表7のとおりとする。

ローリング調査による  
水域数・地点数の変更。

#### 4-2 底質測定

##### (1) 測定地点

底質測定地点数は下表のとおりで、個別の測定地点は別表4、5及び6に示すとおりである。

区 分	河川、湖沼 及び海域数	底質測定地点数	
			うち環境基準点の数
河 川	11	20	13
湖 沼	2	2	0
海 域	3	5	2
計	16	27	15

※ 表内の水質環境基準点数は、生活環境の保全に係る環境基準水域類型  
あてはめ水域のうちBODまたはCODに係る基準点数

##### (2) 測定項目

各測定地点における測定項目は、下表のとおりである。

測定区分	項 目
基本項目 (5項目)	酸化還元電位、乾燥減量、強熱減量、微細泥率、pH
富栄養化項目 (4項目)	CODsed、全窒素、全りん、TOC
金属等 (11項目)	水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン、鉄、マンガン、 亜鉛、銅、クロム、硫化物[湖沼・海域]

##### (3) 測定頻度

各測定地点の測定頻度は、年1回とする。

##### (4) 採泥時期

採泥は、水質測定の実施時期に合わせることを原則とする。

##### (5) 採泥部位

採泥部位は、底泥の表層とする。(河川については流心部の底泥とする)

##### (6) 測定方法

底質の測定方法は、平成24年8月8日環水大水発第120725002号に掲げる  
方法等によることとし、原則として別表8のとおりとする。

#### 5 測定結果の送付及び公表等

国、都及び政令市は、この水質測定計画に基づき実施した測定結果を県に送付  
するものとし、県はこれらの測定結果を取りまとめの上公表する。

#### 6 その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上定めるものとする。

令和8年度 公共用水域水質測定計画総括表

測定機関及び水域区分別測定地点数

(1) 通年測定

区 分		測定機関	河川、湖沼 及び海域数	測定地点数 (環境基準点の数)
河 川	江戸川	国土交通省	2	8 ( 4 )
		東京都		1 ( 1 )
	利根運河	国土交通省	1	2 ( 1 )
	江戸川流入河川	松戸市	7	5 ( 2 )
		市川市		5 ( 4 )
	利根川	国土交通省	1	8 ( 2 )
	利根川流入河川	千葉県	11	17 ( 8 )
	手賀沼流入河川	千葉県	5	2 ( 2 )
		柏 市		3 ( 2 )
	印旛沼流入河川	千葉県	7 <sup>1)</sup>	8 ( 7 )
	九十九里海域流入河川	千葉県	9	16 ( 12 )
	南房総海域流入河川	千葉県	10	15 ( 10 )
	東京湾内湾流入河川	千葉県	10 <sup>1)</sup>	10 ( 5 )
		千葉市		3 ( 3 )
		船橋市		1 ( 1 )
市原市		6 ( 4 )		
東京湾内房流入河川	千葉県	6	11 ( 5 )	
計			68 <sup>1)</sup>	121 ( 73 )
湖 沼	印旛沼	千葉県	1	4 ( 1 )
	手賀沼	国土交通省	1	1 ( 0 )
		千葉県		2 ( 1 )
		柏市		1 ( 0 )
	高滝ダム貯水池	市原市	1	4 ( 1 )
	亀山ダム貯水池	千葉県	1	3 ( 1 )
計			4	15 ( 4 )
海 域	東京湾内湾 (富津航路以北)	千葉県	1	19 ( 18 )
		千葉市		3 ( 0 )
		船橋市		2 ( 1 )
	東京湾内房 (富津岬下～富浦沖)	千葉県	1	9 ( 2 )
	南房総 (白浜沿岸～大原沿岸)	千葉県	1	5 ( 0 )
	九十九里 (一宮沿岸～銚子沿岸)	千葉県	1	4 ( 0 )
計			4	42 ( 21 )

1) 印旛放水路は上流(印旛沼流入河川)及び下流(東京湾内湾流入河川)をそれぞれの河川数に計上しているが、河川の「計」では、1河川として計上している。

(2) 底質測定

区 分		測定機関	河川、湖沼 及び海域数	測定地点数 (環境基準点数)
河 川	江戸川	国土交通省	2	5 ( 3 )
	利根運河	国土交通省	1	1 ( 1 )
	利根川	国土交通省	1	7 ( 2 )
	利根川流入河川	千葉県	1	1 ( 1 )
	印旛沼流入河川	千葉県	2	2 ( 2 )
	九十九里海域流入河川	千葉県	3	3 ( 3 )
	東京湾内房流入河川	千葉県	1	1 ( 1 )
	計		11	20 ( 13 )
湖 沼	印旛沼	千葉県	1	1 ( 0 )
	手賀沼	国土交通省	1	1 ( 0 )
	計		2	2 ( 0 )
海 域	東京湾内湾 (富津航路以北)	千葉県	2	2 ( 2 )
		千葉市	1	3 ( 0 )
	計		3	5 ( 2 )

ローリング調査による  
水域数・地点数の変更。

別表 1 測定地点 (河川)

	河川名	BOD等		水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点 の所在地	測定 機関名	
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型 指定 水域名	環境 基準 類型						環境 基準 点
江戸川	江戸川	江戸川上流	A		江戸川 及び 旧江戸川 (全域)	生 物 B	1	関宿橋	N 36° 05' 06" E 139° 46' 43"	野田市	国土交通省	
			A				2	野田橋	N 35° 56' 20" E 139° 50' 47"	野田市	国土交通省	
			A	○			3	流山橋	N 35° 50' 45" E 139° 53' 28"	流山市	国土交通省	
			A				4	新葛飾橋	N 35° 46' 06" E 139° 52' 47"	松戸市	国土交通省	
			A	○			5	矢切取水場	N 35° 45' 15" E 139° 53' 17"	松戸市	国土交通省	
		江戸川中流	B				6	市川橋	N 35° 44' 03" E 139° 54' 00"	市川市	国土交通省	
			B	○			7	江戸川水門	N 35° 42' 20" E 139° 54' 59"	市川市	国土交通省	
			C	○			8	東西線鉄橋	N 35° 41' 59" E 139° 55' 45"	市川市	国土交通省	
		旧江戸川	江戸川下流 (2)	B			○	9	浦安橋	N 35° 39' 56" E 139° 53' 14"	浦安市	東京都
	利根運河	利根運河	B	○	利根運河	生 物 B	10	運河橋	N 35° 54' 56" E 139° 54' 19"	流山市	国土交通省	
			B				11	本川合流前	N 35° 54' 30" E 139° 52' 47"	流山市	国土交通省	
	坂川	坂川	E	○	坂川	B	12	弁天橋	N 35° 47' 37" E 139° 54' 00"	松戸市	松戸市	
			E				13	赤冢樋門	N 35° 46' 54" E 139° 53' 41"	松戸市	松戸市	
	新坂川	新坂川	E	○	新坂川	○	14	さかね橋	N 35° 47' 20" E 139° 54' 00"	松戸市	松戸市	
	六間川	—	—	—	—	—	15	古ヶ崎排水機場	N 35° 47' 57" E 139° 53' 41"	松戸市	松戸市	
	国分川	国分川	E		国分川	生 物 B	16	秋山弁天橋	N 35° 45' 41" E 139° 55' 23"	松戸市	松戸市	
			E	○			17	須和田橋	N 35° 44' 13.5" E 139° 55' 32.1"	市川市	市川市	
	春木川	春木川	E	○	春木川	○	18	国分川合流前	N 35° 44' 18.5" E 139° 55' 29.1"	市川市	市川市	
	真間川	真間川	E	○	真間川	B	19	根本水門	N 35° 44' 14.6" E 139° 54' 28.2"	市川市	市川市	
			E	○			20	三戸前橋	N 35° 41' 58.1" E 139° 56' 58.4"	市川市	市川市	
	大柏川	—	—	—	—	—	21	浅間橋	N 35° 43' 40.6" E 139° 56' 19.8"	市川市	市川市	
	利根川	利根川	利根川下流	A		利根川 中・下流 (坂東 大橋より 下流)	生 物 B	22	芽吹橋	N 35° 59' 00" E 139° 53' 29"	野田市	国土交通省
				A				23	大利根橋 (取手)	N 35° 53' 26" E 140° 3' 20"	我孫子市	国土交通省
				A	○			24	栄橋 (布川)	N 35° 51' 23" E 140° 8' 6"	我孫子市	国土交通省
				A				25	須賀	N 35° 51' 34" E 140° 15' 0"	栄町	国土交通省
				A				26	金江津	N 35° 52' 56" E 140° 20' 54"	成田市	国土交通省
				A	○			27	水郷大橋 (佐原)	N 35° 54' 24" E 140° 29' 47"	香取市	国土交通省
				A				28	河口堰	N 35° 51' 37" E 140° 37' 34"	東庄町	国土交通省
				A				29	銚子大橋	N 35° 44' 22" E 140° 49' 27"	銚子市	国土交通省

※ 類型指定水域名(水生生物) B:「生物B」

	河川名	BOD等		水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点 の所在地	測定 機関名	
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型 指定 水域名	環境 基準 類型						環境 基準 点
手賀沼流入河川	亀成川	亀成川	B	○	亀成川	B	○	30	亀成橋	N 35° 49' 44" E 140° 07' 09"	印西市	千葉県
	金山落	金山落	B	○	金山落	B	○	31	名内橋	N 35° 50' 03" E 140° 03' 18"	白井市	千葉県
印旛沼流入河川	染井入落	—	—	—	—	—	—	32	染井新橋	N 35° 50' 47" E 140° 02' 58"	柏市	柏市
	大津川	大津川	C	○	大津川	B	○	33	上沼橋	N 35° 50' 59" E 139° 59' 37"	柏市	柏市
	大堀川	大堀川	D	○	大堀川	B	○	34	北柏橋	N 35° 52' 22" E 139° 59' 06"	柏市	柏市
	鹿島川	鹿島川	A	○	鹿島川	B	○	35	岩富橋	N 35° 40' 16" E 140° 13' 53"	佐倉市	千葉県
			A			B		36	鹿島橋	N 35° 43' 36" E 140° 12' 53"	佐倉市	千葉県
	高崎川	高崎川	C	○	高崎川	B	○	37	竜灯橋	N 35° 42' 48" E 140° 13' 20"	佐倉市	千葉県
	手繰川	手繰川	C	○	手繰川	B	○	38	無名橋	N 35° 44' 11" E 140° 10' 09"	佐倉市	千葉県
	師戸川	師戸川	B	○	師戸川	B	○	39	師戸橋	N 35° 45' 10" E 140° 10' 51"	印西市	千葉県
	神崎川	神崎川	A	○	神崎川	B	○	40	神崎橋	N 35° 46' 44" E 140° 07' 07"	八千代市	千葉県
	桑納川	桑納川	D	○	桑納川	B	○	41	桑納橋	N 35° 45' 04" E 140° 06' 05"	八千代市	千葉県
印旛放水路（上流）	印旛放水路上流	C	○	印旛放水路	B	○	42	八千代橋	N 35° 45' 36" E 140° 06' 24"	八千代市	千葉県	
長門川	長門川	B	○	長門川	B	○	43	長門橋	N 35° 50' 26" E 140° 13' 56"	栄町	千葉県	
根木名川	根木名川	B	○	根木名川	B	○	44	さくら橋	N 35° 47' 39" E 140° 19' 33"	成田市	千葉県	
		B			B		45	根木名橋	N 35° 50' 17" E 140° 19' 07"	成田市	千葉県	
		B			B		46	新川水門	N 35° 51' 44" E 140° 19' 06"	成田市	千葉県	
派川根木名川	—	—	—	—	—	—	47	根木名川橋	N 35° 52' 02" E 140° 19' 57"	成田市	千葉県	
大須賀川	大須賀川	A	○	大須賀川	B	○	48	閑橋	N 35° 52' 33" E 140° 26' 32"	香取市	千葉県	
		A			B		49	黄金橋	N 35° 54' 12" E 140° 29' 10"	香取市	千葉県	
横利根川	—	—	—	—	—	—	50	横利根閘門	N 35° 54' 40" E 140° 29' 44"	香取市	千葉県	
与田浦川	—	—	—	—	—	—	51	与田浦橋	N 35° 55' 37" E 140° 31' 53"	香取市	千葉県	
小野川	小野川	B	○	小野川	B	○	52	小野川水門	N 35° 53' 53" E 140° 30' 22"	香取市	千葉県	
黒部川	黒部川上流	B	○	黒部川	B	○	53	迎田橋	N 35° 48' 36" E 140° 37' 03"	香取市	千葉県	
		B			B		54	中央大橋	N 35° 51' 17" E 140° 36' 21"	香取市	千葉県	
	黒部川下流	A			B		55	黒部川水門	N 35° 50' 03" E 140° 41' 56"	東庄町	千葉県	
清水川	清水川	A	○	清水川	B	○	56	山川橋	N 35° 50' 28" E 140° 34' 11"	香取市	千葉県	
		A			B		57	清水橋	N 35° 50' 38" E 140° 35' 30"	香取市	千葉県	
忍川	—	—	—	—	—	—	58	富川地先	N 35° 46' 46" E 140° 44' 10"	銚子市	千葉県	
高田川	高田川	A	○	高田川	B	○	59	白石取水場	N 35° 44' 49" E 140° 44' 47"	銚子市	千葉県	

※ 類型指定水域名(水生生物) B:「生物B」

	河川名	BOD等		水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点 の所在地	測定 機関名	
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型 指定 水域名	環境 基準 類型						環境 基準 点
九十九里 海域流入河川	七間川	—	—	—	—	—	60	元祿橋	N 35° 45' 00" E 140° 38' 02"	旭市	千葉県	
	新川	新川上流	C	○	新川	B	—	61	干潟大橋	N 35° 43' 26" E 140° 37' 23"	旭市	千葉県
		新川下流	C	○		B	○	62	駒込堰	N 35° 41' 52" E 140° 36' 58"	旭市	千葉県
	栗山川	栗山川上流	A	○	栗山川	B	—	63	新井橋	N 35° 41' 57" E 140° 28' 07"	多古町	千葉県
			A	—		B	—	64	粟嶋橋	N 35° 40' 39" E 140° 28' 46"	横芝光町	千葉県
		栗山川下流	B	○		B	○	65	木戸大橋	N 35° 37' 26" E 140° 31' 32"	横芝光町	千葉県
	高谷川	高谷川	A	○	高谷川	B	○	66	与平橋	N 35° 41' 28" E 140° 27' 38"	横芝光町	千葉県
	木戸川	木戸川	A	—	木戸川	B	—	67	小池橋	N 35° 41' 26" E 140° 24' 24"	芝山町	千葉県
			A	○		B	○	68	木戸橋	N 35° 35' 10" E 140° 28' 37"	山武市	千葉県
	作田川	作田川	A	○	作田川	B	○	69	龍宮大橋	N 35° 33' 06" E 140° 26' 25"	九十九里町	千葉県
	真亀川	真亀川	C	—	真亀川	B	—	70	幸田橋	N 35° 32' 26" E 140° 23' 09"	東金市	千葉県
			C	○		B	○	71	真亀橋	N 35° 30' 02" E 140° 25' 33"	九十九里町	千葉県
	南白亀川	南白亀川	B	○	南白亀川	B	○	72	観音堂橋	N 35° 27' 14" E 140° 22' 23"	白子町	千葉県
	一宮川	一宮川上流	B	○	一宮川	B	—	73	昭和橋	N 35° 25' 20" E 140° 17' 16"	茂原市	千葉県
		一宮川中流	B	○		B	—	74	北川橋	N 35° 23' 20" E 140° 19' 40"	長生村	千葉県
一宮川下流		C	○	B		○	75	中之橋	N 35° 22' 36" E 140° 22' 52"	一宮町	千葉県	
夷隅川	夷隅川上流	A	○	夷隅川	B	—	76	三口橋	N 35° 16' 54" E 140° 14' 40"	大多喜町	千葉県	
	夷隅川下流	B	—		B	—	77	増田橋	N 35° 17' 08" E 140° 15' 59"	いすみ市	千葉県	
		B	—		B	—	78	荻谷橋	N 35° 17' 00" E 140° 19' 10"	いすみ市	千葉県	
		B	○		B	○	79	江東橋	N 35° 17' 54" E 140° 23' 48"	いすみ市	千葉県	
二夕間川	二夕間川	A	○	二夕間川	B	○	80	坂本	N 35° 08' 24" E 140° 09' 11"	鴨川市	千葉県	
袋倉川	袋倉川	A	○	袋倉川	B	○	81	東町地先	N 35° 08' 08" E 140° 07' 49"	鴨川市	千葉県	
待崎川	待崎川	A	○	待崎川	B	○	82	横渚取水口	N 35° 06' 52" E 140° 06' 03"	鴨川市	千葉県	
加茂川	加茂川	B	—	加茂川	B	—	83	石田橋	N 35° 08' 19" E 139° 59' 16"	鴨川市	千葉県	
		B	○		B	○	84	加茂川橋	N 35° 05' 52" E 140° 06' 06"	鴨川市	千葉県	
三原川	三原川	A	○	三原川	B	○	85	三原橋	N 35° 02' 27" E 139° 59' 27"	南房総市	千葉県	
		A	—		B	—	86	小向浄水場取水口	N 35° 03' 57" E 139° 59' 51"	南房総市	千葉県	
丸山川	丸山川	B	○	丸山川	B	○	87	朝夷橋	N 35° 00' 58" E 139° 58' 02"	南房総市	千葉県	
瀬戸川	瀬戸川	B	○	瀬戸川	B	○	88	瀬戸川橋	N 34° 58' 58" E 139° 58' 02"	南房総市	千葉県	
川尻川	—	—	—	—	—	—	89	川尻橋	N 34° 57' 50" E 139° 57' 35"	南房総市	千葉県	
長尾川	長尾川	A	○	長尾川	B	○	90	上水道取水口	N 34° 55' 11" E 139° 53' 02"	南房総市	千葉県	

※ 類型指定水域名(水生生物) B:「生物B」

	河川名	BOD等		水生生物		番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点 の所在地	測定 機関名	
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型 指定 水域名						環境 基準 類型
東京湾内房流入河川	汐入川	汐入川	B		汐入川	B	91 東田橋	N 34° 58' 32" E 139° 52' 00"	館山市	千葉県	
			B	○		B	○	92 要橋	N 34° 59' 24" E 139° 51' 42"	館山市	千葉県
	平久里川	平久里川	A		平久里川	B	93 横峰大橋	N 35° 01' 21" E 139° 53' 16"	館山市	千葉県	
			A	○		B	○	94 平成橋	N 35° 00' 42" E 139° 52' 19"	館山市	千葉県
	増間川	増間川	A	○	増間川	B	○	95 池田橋	N 35° 03' 39" E 139° 54' 06"	南房総市	千葉県
	佐久間川	—	—		—	—	96 勝山橋	N 35° 06' 46" E 139° 49' 55"	鋸南町	千葉県	
	湊川	湊川	A		湊川	B	97 東郷橋	N 35° 13' 06" E 139° 55' 58"	富津市	千葉県	
			A	○		B	○	98 湊橋	N 35° 12' 54" E 139° 52' 10"	富津市	千葉県
			A			B		99 丹後橋	N 35° 13' 05" E 139° 53' 17"	富津市	千葉県
	染川	染川	C		染川	B	100 染川橋	N 35° 15' 39" E 139° 53' 05"	富津市	千葉県	
C			○	B		○	101 川向橋	N 35° 15' 14" E 139° 52' 15"	富津市	千葉県	
東京湾内湾流入河川	小糸川	小糸川上流	B	○	小糸川	B	102 粟倉橋	N 35° 15' 08" E 139° 59' 52"	君津市	千葉県	
			C			B		103 八千代橋	N 35° 17' 59" E 139° 58' 56"	君津市	千葉県
			C	○		B	○	104 人見橋	N 35° 20' 21" E 139° 51' 54"	君津市	千葉県
	矢那川	—	—	—	—	—	105 平川橋	N 35° 22' 28" E 139° 57' 14"	木更津市	千葉県	
							106 富士見橋	N 35° 22' 47" E 139° 55' 13"	木更津市	千葉県	
	小櫃川	小櫃川上流	A	○	小櫃川	B	107 岩田橋	N 35° 18' 44" E 140° 03' 07"	君津市	千葉県	
			A			B		108 門生橋	N 35° 13' 20" E 140° 07' 44"	君津市	千葉県
		小櫃川下流	B	○		B	○	109 小櫃橋	N 35° 25' 30" E 139° 56' 35"	袖ヶ浦市	千葉県
			B			B		110 椿橋	N 35° 23' 44" E 139° 59' 06"	木更津市	千葉県
	御腹川	御腹川	A	○	御腹川	B	○	111 御腹川橋	N 35° 19' 26" E 140° 03' 35"	君津市	千葉県
	養老川	養老川上流	A	○	養老川	B	112 持田崎橋	N 35° 18' 00" E 140° 08' 46"	市原市	市原市	
		養老川中流	B	○		B		113 浅井橋	N 35° 28' 01" E 140° 06' 56"	市原市	市原市
		養老川下流	C	○		B	○	114 養老大橋	N 35° 31' 55" E 140° 04' 40"	市原市	市原市
	村田川	村田川	C		村田川	B	115 新瀬又橋	N 35° 31' 41" E 140° 12' 27"	市原市	市原市	
			C			B		116 江川橋	N 35° 32' 22" E 140° 09' 09"	市原市	市原市
			C	○		B	○	117 新村田橋	N 35° 32' 48" E 140° 07' 33"	市原市	市原市
	都川	都川	E	○	都川	B	○	118 都橋	N 35° 36' 16" E 140° 07' 18"	千葉市	千葉市
葭川	葭川	E	○	葭川	B	○	119 日本橋	N 35° 36' 20" E 140° 07' 13"	千葉市	千葉市	
印旛放水路(下流)	印旛放水路下流	C	○	印旛放水路	B	○	120 新花見川橋	N 35° 39' 12" E 140° 03' 44"	千葉市	千葉市	
海老川	海老川	E	○	海老川	B	○	121 八千代橋	N 35° 41' 40" E 139° 59' 23"	船橋市	船橋市	

※ 類型指定水域名(水生生物) B:「生物B」

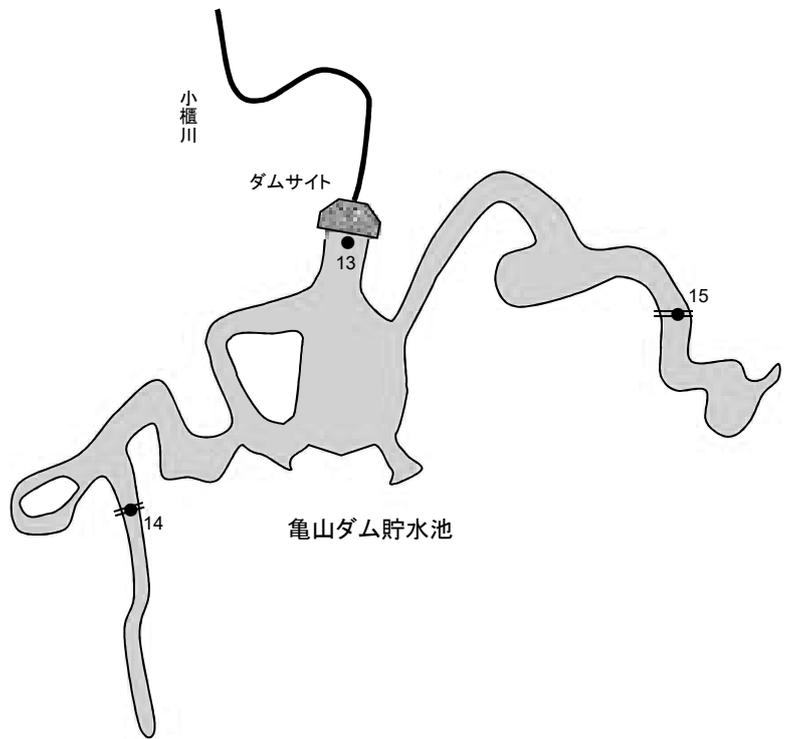
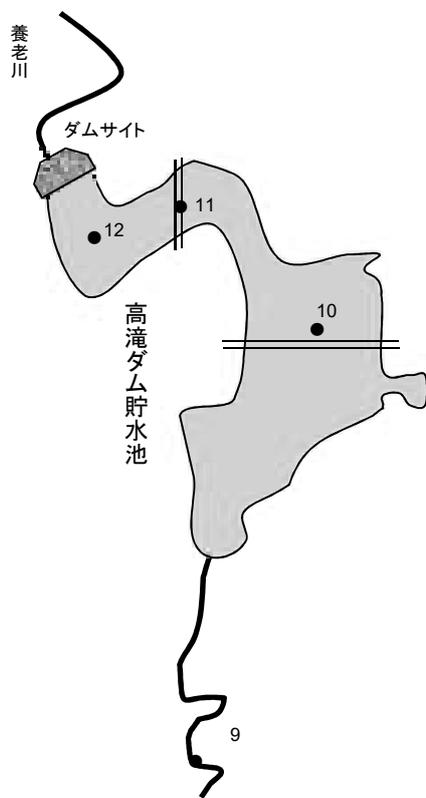
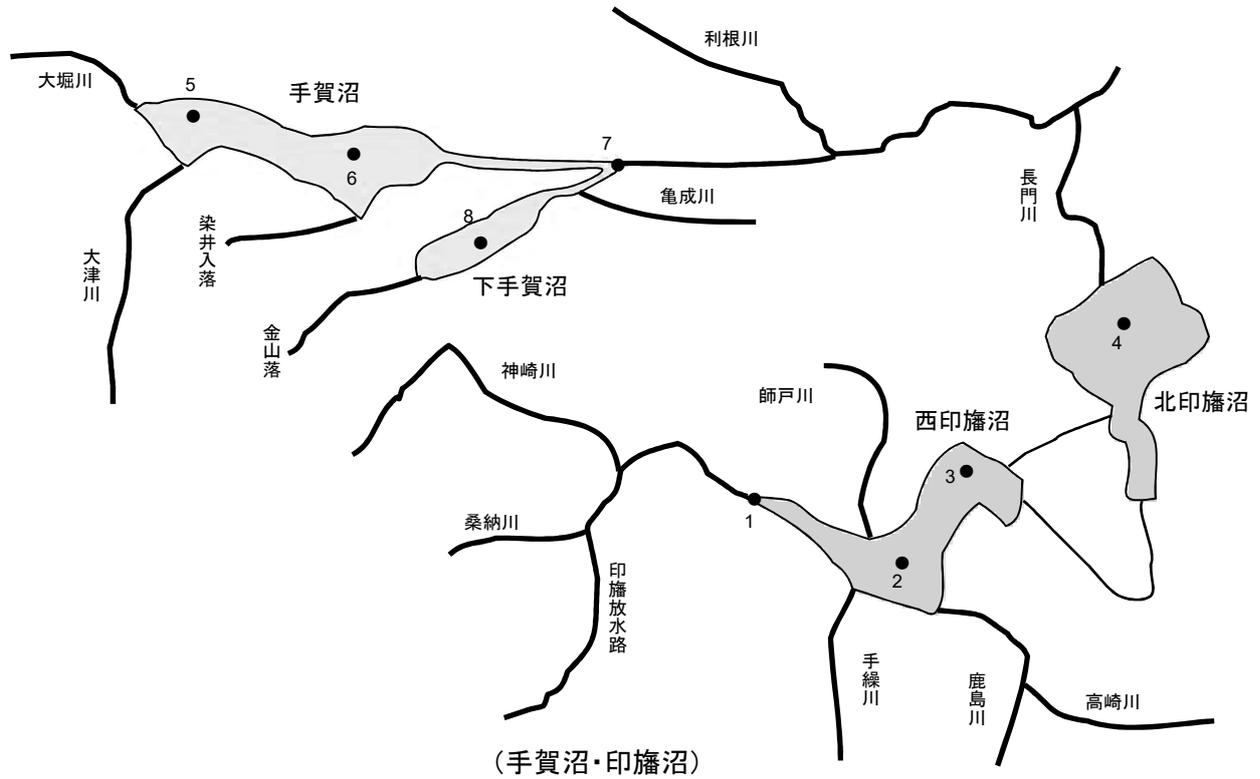


別表2 測定地点（湖沼）

	湖沼名	COD等		N・P		水生生物		番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地の 所在地	測定 機関名			
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点						類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点
印旛沼	印旛沼	印旛沼	A		印旛沼	III		印旛沼	B	1	阿宗橋	N 35° 45' 50" E 140° 08' 41"	印西市	千葉県	
			A	○		III	○		B	○	2	上水道取水口下	N 35° 44' 51" E 140° 11' 37"	佐倉市	千葉県
			A			III			B		3	一本松下	N 35° 45' 59" E 140° 12' 31"	印西市	千葉県
			A			III			B		4	北印旛沼中央	N 35° 48' 01" E 140° 15' 07"	成田市	千葉県
手賀沼	手賀沼	手賀沼	B		手賀沼	V		手賀沼	B	5	根戸下	N 35° 51' 44" E 140° 00' 30"	我孫子市	千葉県	
			B	○		V	○		B	○	6	手賀沼中央	N 35° 51' 03" E 140° 03' 26"	我孫子市	千葉県
			B			V			B		7	布佐下	N 35° 50' 27" E 140° 7' 48"	印西市	国土交通省
			B			V			B		8	下手賀沼中央	N 35° 49' 55" E 140° 06' 03"	柏市	柏市
高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	A		-	-		高滝ダム貯水池	B	9	坂下橋	N 35° 19' 30" E 140° 08' 41"	市原市	市原市	
			A	○		-			B	○	10	加茂橋下流部	N 35° 21' 08" E 140° 09' 35"	市原市	市原市
			A			-			B		11	北崎橋	N 35° 21' 30" E 140° 09' 21"	市原市	市原市
			A			-			B		12	小佐貫橋下流部	N 35° 21' 19" E 140° 08' 48"	市原市	市原市
亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	A	○	-	-		亀山ダム貯水池	B	○	13	堤体直上流部	N 35° 13' 48" E 140° 05' 07"	君津市	千葉県
			A			-			B		14	小月橋	N 35° 13' 17" E 140° 04' 33"	君津市	千葉県
			A			-			B		15	亀山大橋	N 35° 13' 38" E 140° 05' 45"	君津市	千葉県

※ 類型指定水域名(水生生物) B:「湖沼生物B」

## 別図2 公共用水域の水質測定地点図(湖沼)



別表3 測定地点（海域）

海域名	COD等		N・P		水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点の所在地	測定機関名				
	類型指定水域名	環境基準類型 環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型 環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型 環境基準点	環境基準点									
東京内湾	千葉港（甲）	C	○	千葉港	IV	○	東京湾	A	○	1 東京湾5	N 35° 36' 19"	稲毛沿岸	千葉県			
		C	○		IV	○		A	○	2 東京湾7	N 35° 33' 52"	千葉沿岸	千葉県			
		C	○		IV	○		A	○	3 東京湾12	N 35° 30' 27"	姉崎沿岸	千葉県			
		C			IV			A		4 千葉1	N 35° 35' 01"	千葉港前面	千葉市			
		C			IV			A		5 千葉2	N 35° 35' 03"	千葉港内	千葉市			
		C			IV			A		6 千葉3	N 35° 36' 23"	千葉新港	千葉市			
	千葉港（乙）	B	○	東京湾（二）	III	○	東京湾	A	○	7 東京湾6	N 35° 35' 26"	千葉航路	千葉県			
		B	○		III	○		A	○	8 東京湾9	N 35° 32' 13"	五井沖	千葉県			
		B	○		III	○		A	○	9 東京湾11	N 35° 29' 53"	姉崎沖	千葉県			
	東京湾（1）	C	○	東京湾（イ）	III		東京湾	A		10 東京湾17	N 35° 21' 24"	君津航路	千葉県			
	東京湾（2）	C	○		IV	○		A	○	11 東京湾16	N 35° 22' 12"	木更津航路	千葉県			
	東京湾（3）	C	○	東京湾（イ）	IV		東京湾	A		12 船橋1	N 35° 40' 00"	船橋港内	船橋市			
	東京湾（4）	C	○		IV			特A	○	13 東京湾2	N 35° 40' 15"	江戸川河口	千葉県			
	東京湾（9）	B	○		IV	○		A	○	14 東京湾1	N 35° 36' 38"	浦安沿岸	千葉県			
		B			IV			A	○	15 東京湾3	N 35° 38' 45"	京葉港沿岸	千葉県			
		B			IV			A		16 船橋2	N 35° 38' 28"	船橋航路	船橋市			
	東京湾（11）	B	○		東京湾（ロ）	IV		○	東京湾	A	○	17 東京湾4	N 35° 36' 26"	市川・船橋沖	千葉県	
		B	○	IV		○	A	○		18 東京湾8	N 35° 33' 02"	湾中央	千葉県			
	東京湾（12）	B	○	東京湾（二）	III	○	東京湾	A	○	19 東京湾10	N 35° 32' 17"	千葉航路入口	千葉県			
		B	○		III	○		A	○	20 東京湾15	N 35° 24' 07"	木更津沿岸	千葉県			
		B			III	○		東京湾（ハ）	特A	○	21 東京湾18	N 35° 20' 37"	富津航路	千葉県		
	東京湾（16）	A	○	東京湾（二）	III	○	東京湾	A	○	22 東京湾13	N 35° 29' 02"	袖ヶ浦沖	千葉県			
		A	○		III	○		A	○	23 東京湾14	N 35° 25' 29"	木更津沖	千葉県			
	千葉港（乙）	B		東京湾（ロ）	III		東京湾	特A	○	24 盤洲	N 35° 27' 28"	盤洲干潟沖	千葉県			
東京内房	東京湾（17）	A	○		東京湾（ホ）	II		○	東京湾（ホ）	特A	○	25 東京湾19	N 35° 17' 00"	富津岬下	千葉県	
		A	○			II		○	東京湾（ホ）	特A	○	26 東京湾20	N 35° 14' 24"	上総湊沿岸	千葉県	
		A				II			東京湾（ヘ）	特A		27 東京湾21	N 35° 08' 09"	保田沿岸	千葉県	
		A				II			東京湾（ヘ）	特A	○	28 東京湾22	N 35° 05' 20"	岩井沿岸	千葉県	
		A				II			東京湾（ヘ）	特A		29 東京湾23	N 35° 03' 09"	富浦沿岸	千葉県	
		A				II			東京湾（ヘ）	特A		30 東京湾24	N 35° 00' 58"	船形沿岸	千葉県	
		A				II			東京湾（ヘ）	特A		31 東京湾25	N 34° 59' 42"	北条沿岸	千葉県	
		A				II			東京湾（ヘ）	特A	○	32 東京湾27	N 34° 59' 47"	西岬沿岸	千葉県	
九十九里	東京湾（17）	A			東京湾（ヘ）	II		○	東京湾	A	○	33 東京湾28	N 35° 03' 02"	富浦沖	千葉県	
		—	—			—		—	—	—	—	—	34 太平洋1	N 35° 40' 03"	銚子沿岸	千葉県
		—	—			—		—	—	—	—	—	35 太平洋2	N 35° 35' 10"	横芝沿岸	千葉県
		—	—	—		—	—	—	—	—	36 太平洋3	N 35° 28' 55"	大網白里沿岸	千葉県		
		—	—	—		—	—	—	—	—	37 太平洋4	N 35° 22' 51"	一宮沿岸	千葉県		
		—	—	—		—	—	—	—	—	38 太平洋5	N 35° 16' 52"	大原沿岸	千葉県		
南房総	(南房総・九十九里)	—	—	—	—	—	—	—	—	39 太平洋6	N 35° 07' 11"	勝浦沿岸	千葉県			
		—	—	—	—	—	—	—	—	40 太平洋7	N 35° 04' 26"	鴨川沿岸	千葉県			
		—	—	—	—	—	—	—	—	41 太平洋8	N 35° 00' 19"	和田沿岸	千葉県			
		—	—	—	—	—	—	—	—	42 太平洋9	N 34° 52' 56"	白浜沿岸	千葉県			

※ 類型指定水域名(水生生物)

A: 海域生物A

特A: 海域生物特A





















令和7年4月1日付けで公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準及び排水基準等に係る告示の一部改正が施行されたため、別表7を修正する。

別表7 水質測定方法

項目	方法
pH	JIS K0102-1 12 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
DO	JIS K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
BOD	JIS K0102-1 18 に定める方法
COD	JIS K0102-1 17.2 に定める方法 (* ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)
SS	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法 (注1)
n-ヘキサン抽出物質	JIS K0102-1 22.5 に定める方法
全窒素	JIS K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5 (JIS K0102-2 17.5.3.2 を除く。) に定める方法 *JIS K0102-2 17.4 又は 17.5 (JIS K0102-2 17.5.3.2 を除く。) に定める方法
全りん	JIS K0102-2 18.4 (JIS K0102-2 18.4.1.4 の b) を除く。) に定める方法
全亜鉛	JIS K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法
ノニルフェノール	昭和46年環境庁告示第59号付表9に掲げる方法
LAS	JIS K0102-4 6.2.5 に掲げる方法
底層溶存酸素量	JIS K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表10に掲げる方法
大腸菌数	JIS K0102-5 5.6.2 (JIS K0102-5 5.6.2.7 は除く) に定める方法 (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃ (凍結させない) の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
カドミウム	JIS K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	JIS K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1 (蒸留操作は装置にて行う。) に掲げる方法
鉛	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	JIS K0102-3 24.3 (JIS K0102-3 24.3.3 及び 24.3.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合 (JIS K0102-3 24.3.3.4 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、JIS K0170-7 7の a) 又は b) に定める操作を行うこと。

項目	方法
砒素	JIS K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	JIS K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素: JIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法 亜硝酸性窒素: JIS K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	JIS K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、JIS K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
ほう素	JIS K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
フェノール類	JIS K0102-4 5.2 (JIS K0102-4 5.2.2.3 を除く) に定める方法
銅	JIS K0102-3 11.3、11.4、11.5 又は 11.6 に定める方法
溶解性鉄	ろ紙 5 種 C でろ過後、ろ液を JIS K0102-3 16.3、16.4 又は 16.5 に定める方法で測定
溶解性マンガン	ろ紙 5 種 C でろ過後、ろ液を JIS K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法で測定
クロム	JIS K0102-3 24.2 に定める方法

項目	方法
トリハロメタン生成能	平成6年環境庁通知に掲げる方法及び令和7年環境省通知に掲げる方法(注2)
アンモニア性窒素	JIS K0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6又は13.7に定める方法(ただし、13.4、13.5、13.6に定める方法により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、JISK0102-2 13.2.2又は13.2.4に規定する方法とする。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法
りん酸性りん	JIS K0102-2 18.2に定める方法
塩化物イオン	衛生試験法注解(2020)(飲料水)24.2又はJIS K0102 35に掲げる方法
塩分	*海洋観測指針(1999)5.3に掲げる方法
電気伝導率	JIS K0102-1 13に定める方法
TOC	JIS K0102-1 19に定める方法
DOC	加熱処理したガラス繊維ろ紙でろ過後、ろ液をJIS K0102-1 19に定める方法で測定
陰イオン界面活性剤	JIS K0102-4 6.2.1又は6.2.2に定める方法
溶解性COD	ガラス繊維ろ紙でろ過後、ろ液をJIS K0102-1 17.2に定める方法で測定
クロロフィルa	上水試験方法(2020)Ⅲ-236に掲げる方法、又は、Suzuki and Ishimaru(1990). J.Oceanographical Society of Japan, 190-194. の方法 *上水試験方法(2020)Ⅲ-236に掲げる方法、海洋観測指針(1999)6.3.2に掲げる方法、又は、Suzuki and Ishimaru(1990). J.Oceanographical Society of Japan, 190-194. の方法
プランクトン	採水法による種別の同定・計数及び総個体数計数
要監視項目(健康項目)	平成5年環境庁通知に掲げる方法、平成11年環境庁通知に掲げる方法、平成16年環境省通知に掲げる方法、令和2年環境省通知に掲げる方法及び令和7年環境省通知に掲げる方法(注3)
要監視項目(水生生物項目)	平成15年環境省通知に掲げる方法、平成25年環境省通知に掲げる方法及び令和7年環境省通知に掲げる方法(注4)

\*：海域の分析方法

- 注1 ・昭和46年環境庁告示第59号とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。
- 注2 ・平成6年環境庁通知とは、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の施行について」(平成6年7月14日環水管第149号・環水規第163号)をいう。  
・令和7年環境庁通知とは、「「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」等の施行等について」(令和7年4月1日環水大管発第2504015号)をいう。
- 注3 ・平成5年環境庁通知とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日環水規121号)をいう。  
・平成11年環境庁通知とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水規第79号)をいう。  
・平成16年環境省通知とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)をいう。  
・令和2年環境省通知とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」(令和2年5月28日環水大土発第2005281号・環水大土発第2005282号)をいう。

- ・令和7年環境省通知とは、「「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」等の施行等について」（令和7年4月1日環水大管発第2504015号）をいう。

注4 ・平成15年環境省通知とは、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成15年11月15日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号）をいう。

- ・平成25年環境省通知とは、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成25年3月27日環水大管発第1303272号）をいう。

- ・令和7年環境省通知とは、「「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」等の施行等について」（令和7年4月1日環水大管発第2504015号）をいう。

## 別表8 底質測定方法

項目	方法
酸化還元電位 (ORP)	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 5に掲げる方法
乾燥減量 (含水率)	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 1に掲げる方法
強熱減量	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 2に掲げる方法
微細泥率	篩分法又は沈降法により、53 $\mu$ m以下の粒子の重量百分率を求める
pH	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 4に掲げる方法
COD <sub>sed</sub>	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 7に掲げる方法
全窒素	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 8. 1に掲げる方法
全りん	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 9. 1に掲げる方法
TOC	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 10に掲げる方法
水銀	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 14. 1に掲げる方法
カドミウム	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 1に掲げる方法
鉛	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 2に掲げる方法
砒素	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 9に掲げる方法
セレン	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 10に掲げる方法
鉄	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 5に掲げる方法
マンガン	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 6に掲げる方法
亜鉛	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 4に掲げる方法
銅	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 3に掲げる方法
クロム	環境省底質調査方法Ⅱ. 5. 12に掲げる方法
硫化物	環境省底質調査方法Ⅱ. 4. 6に掲げる方法

令和 8 年度  
地下水の水質測定計画（案）



## 令和8年度地下水の水質測定計画

### 1 目 的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、千葉県の水質を常時監視するために必要な事項を定めるものである。

### 2 実施期間

令和8年4月から令和9年3月までとする。

### 3 測定機関

県及び水質汚濁防止法施行令に定める市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市及び市原市）（以下、「政令市」という。）が実施する。

### 4 調査区分

#### （1）概況調査

地下水質の概況を把握するため水質調査を実施する。概況調査は次の2種類を行う。

なお、概況調査により新たに地下水汚染が確認された場合は、当該地点の周辺調査を速やかに実施する。

##### ① 定点観測

地下水の水質の経年的変化を把握するため、毎年同一地点を調査する。

##### ② 移動観測

未把握の地域の地下水汚染を確認するため、県内を2kmメッシュ（船橋市、柏市、市川市、及び松戸市の区域については、1kmメッシュ）に区分し、全てのメッシュを概ね10年（千葉市、船橋市、市川市、松戸市及び市原市については概ね5年）で調査する。

#### （2）継続監視調査

これまでに汚染が確認された地域の地下水汚染の状況を継続的に監視するため、過去に基準超過が確認された地点において水質調査を実施する。

#### （3）その他調査（要監視項目調査）

要監視項目を対象に地下水の概況を把握するため、水質調査を実施する。

## 5 測定概要

測定は、水質汚濁の状況を監視するため、以下のとおり実施する。

なお、環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年5月31日付け環水企第92号）に準拠して行うものとする。

### (1) 測定地点及び測定機関

測定地点は、下表、別表及び別図のとおりとする。

#### 概況調査及び継続監視調査

		県	千葉市	船橋市	柏市	市川市	松戸市	市原市	合計
概況調査	定点観測	14	1	1	1	0	2	0	19
	移動観測	90	14	12	11	9	12	17	165
	小計	104	15	13	12	9	14	17	184
継続監視調査		30	27	32	4	1	8	0	102
合計		134	42	45	16	10	22	17	286

#### その他調査（要監視項目調査）

		県	千葉市	船橋市	柏市	市川市	松戸市	市原市	合計
要監視項目 (PFOS及び PFOA除く)		9	3	13	3	9	14	1	52
PFOS及び PFOA		72	15	13	11	2	14	21	148

※ 測定井戸は原則、概況調査対象井戸のうちから選定する。

### (2) 測定項目及び測定頻度

測定項目と測定頻度は、下表のとおりとする。

調査区分	測定項目	測定頻度
概況調査	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日環境省告示第63号）に示す28項目。 ただし、原則としてアルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。	年1回
継続監視調査	当該地域において汚染が確認されている物質とする。 ただし、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタンのいずれかの汚染の場合は、原則として、前駆物質及び分解生成物（以下、別表参照）を考慮した項目とする。	年1回以上

調査区分	測定項目	測定頻度
その他調査 (要監視項目調査)	平成5年3月8日環水管第21号環境庁水質保全局長通知(最終改正:令和2年5月28日環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号)に示す要監視項目の25項目。 ただし、測定機関によっては一部の項目のみ測定する。	年1回

<別表>

(出典：土壌汚染対策法施行規則別表第一)

項目	分解生成物(環境基準が設定されているもの)
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン

(3) 測定方法

水質測定方法については下表に掲げる方法によることとする。

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目

項目	測定方法
カドミウム	JIS K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	JIS K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1(蒸留操作は装置にて行う。)(注1)
鉛	JIS K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	JIS K0102-3 24.3(JIS K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 JIS K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(JIS K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 JIS K0102-3 24.3.2に定める方法により塩分濃度の高い地下水を測定する場合、1に定めるところによるほか、JIS K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	JIS K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法

総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
P C B	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法（注2）
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
セレン	JIS K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふっ素	JIS K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法
ほう素	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

注1 昭和46年環境庁告示第59号とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。

注2 平成9年環境庁告示第10号とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）をいう。

要監視項目

項 目	測 定 方 法
クロロホルム	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成11年3月12日環水企第89号、環水管第69号、環水規第79号）に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	
p-ジクロロベンゼン	
イソキサチオン	
ダイアジノン	
フェニトロチオン（MEP）	
イソプロチオラン	
オキシ銅（有機銅）	
クロロタロニル（TPN）	
プロピザミド	
EPN	
ジクロロボス（DDVP）	
フェノブカルブ（BPMC）	
イプロベンホス（IBP）	
クロルニトロフェン（CNP）	
トルエン	
キシレン	
フタル酸ジエチルヘキシル	
ニッケル	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（平成16年3月31日、環水企発第040331003号・環水土発第040331005号）に定める方法
モリブデン	
アンチモン	
エピクロロヒドリン	
全マンガン	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和2年5月28日、環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号）に定める方法
ウラン	
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノ酸（PFOA）	

6 測定結果の送付及び公表等

政令市は、この水質測定計画に基づき実施した測定結果を県に送付するものとし、県はこれらの測定結果を取りまとめた上、公表する。

7 その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上定めるものとする。

別表 令和8年度における測定機関ごとの調査地点数

測定機関	市町村名	概況調査		継続監視調査	合計	測定機関	市町村名	概況調査		継続監視調査	合計
		定点観測	移動観測					定点観測	移動観測		
千葉県	銚子市	0	2	0	2	千葉県	大網白里市	0	1	3	4
	館山市	1	2	0	3		酒々井町	0	1	0	1
	木更津市	1	2	0	3		栄町	1	1	3	5
	野田市	1	3	1	5		神崎町	0	1	0	1
	茂原市	0	2	0	2		多古町	1	2	0	3
	成田市	0	5	3	8		東庄町	0	1	0	1
	佐倉市	0	3	2	5		九十九里町	0	1	2	3
	東金市	0	2	1	3		芝山町	0	1	1	2
	旭市	1	3	0	4		横芝光町	0	2	1	3
	習志野市	0	1	0	1		一宮町	0	1	2	3
	勝浦市	1	1	0	2		睦沢町	0	1	0	1
	流山市	0	1	0	1		長生村	1	1	0	2
	八千代市	1	1	3	5		白子町	0	1	0	1
	我孫子市	0	1	0	1		長柄町	0	1	0	1
	鴨川市	0	2	0	2		長南町	0	1	0	1
	鎌ヶ谷市	1	1	2	4		大多喜町	0	2	0	2
	君津市	0	4	1	5		御宿町	0	1	0	1
	富津市	0	3	1	4		鋸南町	0	1	0	1
	浦安市	0	1	0	1		小計	14	90	30	134
	四街道市	0	1	1	2			104			
袖ヶ浦市	0	2	0	2	政令市	千葉市	1	14	27	42	
八街市	1	2	0	3		船橋市	1	12	32	45	
印西市	0	2	1	3		柏市	1	11	4	16	
白井市	0	1	0	1		市川市	0	9	1	10	
富里市	1	2	0	3		松戸市	2	12	8	22	
南房総市	0	4	0	3		市原市	0	17	0	17	
匝瑳市	0	2	0	2		小計	5	75	72	152	
香取市	1	5	2	8			80				
山武市	1	4	0	5		合計	19	165	102	286	
いすみ市	0	4	0	4				184			

(注) 表の調査地点数は予定数であり、数が変わる可能性がある。

## 令和8年度 地下水の水質測定地点

